

第 34 回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和5年5月24日(水) 午前9時30分から10時12分
2. 開催場所 研修センター2階大会議室

3. 出席委員

会長	12番	石堂	かよ子		
会長職務代理者	11番	西田	三郎		
農業委員	1番	高田	真盛	2番	牛野 進一郎
	4番	砂坂	浩一郎	5番	小山 幸良
	6番	寺内	秀昭	7番	河野 律雄
	8番	古市	道則	9番	中畠 一三
	10番	中之園	堅二郎		

農地利用最適化推進委員(順不同)

イ.	崎田	善昭	ロ.	向井	克巳
ハ.	中峯	哲義	ニ.	片板	大作
ホ.	雨田	俊孝	ヘ.	小脇	尚武
ト.	中園	廣行	チ.	原田	晃生

4. 欠席委員

農業委員	3番	久保田	力雄
------	----	-----	----

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案協議

議案第1号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和5年度第34号農用地利用集積計画書(案)に対する意見決定について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	羽生	幸一
農地振興係長	中峯	智恵美
農地振興係	日高	美保
農地集積支援員	牛野	学

7. 会議の概要

- 事務局 開会前に、「欠席の届」が出ていますので報告します。
議席番号3番 久保田力雄委員。
本日の総会は、南種子町農業委員会会議規則第6条の規定により成立していることを報告いたします。
- 議長 ただいまから、第34回 農業委員会定例総会を開会いたします。
議長 日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。
(「はい。」の声あり。)
- 議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号4番 砂坂浩一郎委員、5番 小山幸良委員を指名します。
- 議長 日程第2、(議案協議) 議案第1号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和5年度第34号 農用地利用集積計画書(案)に対する意見決定について、を議題にします。
それでは、事務局より議案第1号の説明をお願いいたします。事務局。
事務局 資料の2ページをお開きください。
議案第1号は、農用地利用集積計画(案)の承認についてです。
令和5年5月31日を公告日とする農用地利用集積計画、賃借権3件・農地中間管理権10件を定めたいので承認を求めるものです。私の方で農用地利用集積計画(案)の内、賃借権3件について説明を行います。
資料は3ページをご覧ください。
旧農業経営基盤強化促進法による利用権設定の総括表です。公告年月日は令和5年5月31日、始期が令和5年6月1日、終期が令和8年5月31日で、期間を3年とするもので、畑 ●●㎡の1件です。
始期が令和5年6月1日、終期が令和10年4月30日で、期間を4年11月とするもので、畑 ●●㎡の1件です。
始期が令和5年6月1日、終期が令和10年5月31日で、期間を5年とするもので、畑 ●●㎡の1件です。合計で3件です。
資料の4ページをお開きください。計画内訳書について説明いたします。
整理番号1番。利用権を設定する者は、南種子町〇〇××番地 A・92歳、利用権の設定を受ける者は、南種子町〇〇××番地 Bです。経営面積は●●㎡です。この経営面積については、Bの農地基本台帳に登載されている農地の面積になります。実際のところは代表取締役で社長であるC氏の所有農地が●●㎡あり、これを耕作している状況です。土地の所在が〇〇字△△××番、地目は畑、面積が●●㎡です。安納芋を作付けし、賃借料は年間〇万円で、口座振込みとなっております。期間が3年の再設定です。図面は5ページに添付しております。

整理番号2番。利用権を設定する者は、南種子町〇〇××番地 D・67歳、利用権の設定を受ける者は、南種子町〇〇××番地 E・65歳、経営面積は●●㎡です。土地の所在が〇〇字△△××番、地目は畑、面積は●●㎡です。その他畑が2筆、面積合計が●●㎡です。さとうきびを作付けし、賃借料は10アール当り〇千円で、口座振込みとなっております。期間が4年11月の新規設定です。この期間については、始期が令和5年6月1日、終期が申出書で4月30日に指定されていることから、このような期間の設定となっております。図面は6ページ・7ページに添付しております。

整理番号3番。利用権を設定する者は、南種子町〇〇××番地 F・71歳、利用権の設定を受ける者は、南種子町〇〇××番地 G、経営面積は●●㎡です。土地の所在が〇〇字△△××番、地目は畑、面積が●●㎡、その他同字に1筆、面積合計が●●㎡。牧草を作付けし、賃借料は2筆合計で年間〇〇万円となっております。口座振込みで、期間が5年の新規設定です。図面は8ページに添付しております。

以上、議案第1号の農用地利用集積計画（案）の内、賃借権3件についての説明を終わります。

事務局

農地中間管理事業による利用権の設定について、ご説明いたします。

資料は、九ページをお開きください。

公告年月日は令和5年5月31日、期間は令和5年6月1日から令和10年5月31日までの5年間であります。件数は10件です。

資料は10ページです。利用権を設定する者、土地の所在、面積、耕作者のみ読み上げますので、その他につきましてはお目通しをお願いいたします。

整理番号1番。京都府宇治市〇〇××番地、H・89歳。土地の所在は〇〇字△△××番ほか8筆、面積は9筆合計で●●㎡。耕作者はI・67歳。図面は13ページに添付しております。

整理番号2番。福岡市南区〇〇番××号、J・78歳。土地の所在は〇〇字△△××番で面積は●●㎡。

整理番号3番。鹿児島市〇〇番××号、K・74歳、土地の所在は〇〇字△△××番で面積は●●㎡。整理番号2番・3番につきましては、いずれも耕作者はL・57歳。図面は14ページに添付しております。

資料は11ページです。整理番号4番。〇〇××番地、M・65歳。土地の所在は〇〇字△△××番で面積は●●㎡、耕作者はN・29歳。図面は15ページに添付しております。

整理番号5番。〇〇××番地、O・86歳。土地の所在は〇〇字△△××番ほか2筆、面積は3筆合計で●●㎡、耕作者はP・47歳。図面は16ページに添付しております。

整理番号6番。〇〇××番地、〇・86歳。土地の所在は〇〇字△△××番ほか1筆、面積は2筆合計で●●㎡、耕作者はQ・63歳。図面は16ページに添付しております。

整理番号7番。〇〇××番地、R・85歳。土地の所在は〇〇字△△××番ほか4筆、面積は5筆合計で●●㎡、耕作者はN・29歳。図面は17～19ページに添付しております。

資料は12ページです。整理番号8番。鹿児島市〇〇番××号、S・58歳。土地の所在は〇〇字△△××番ほか1筆、面積は2筆合計で●●㎡、耕作者はN・29歳。図面は20ページに添付しております。

整理番号9番。〇〇××番地、T・55歳。土地の所在は〇〇字△△××番、面積は●●㎡、耕作者はU・72歳。図面は21ページに添付しております。

整理番号10番。〇〇××番地、V・87歳。土地の所在は〇〇字△△××番ほか9筆、面積は10筆合計で●●㎡、耕作者はW・64歳。図面は22～24ページに添付しております。

賃借権を取得しようとする者は、経営規模拡大を図り耕作を継続しております。今後も農作業に従事していくものと認められますので、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、要件を満たしているものと考えます。

以上、議案第1号の農用地利用集積計画（案）についての承認を求めます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
質疑はありませんか。
（「はい。」の声あり）

議長 はい、11番委員。
11番委員 議案第1号ですが、旧農業経営基盤強化促進法というふうに表記されています。見聞きしたところによれば、この基盤強化促進法が廃止されて、すべて農地中間管理機構を通しての貸し借りになる、ということを知ったんですが、もしそうなった場合に、この農地中間管理機構がその土地をうちでは取り扱えないよというような事態が出てきそうな気がするんですが、その辺をどんなふうに考えているのでしょうか。

議長 はい、事務局。

事務局 国の方については、南種子町の農地集積率の目標を80パーセントとしているので、現在の基盤法、中間法を合わせてもその数字は達成されていませんので、おそらく中間管理機構の方にも何かしら対応してくれると思っております。基盤法についても2年間の経過措置はありますが、その後の対応は通達されておられません。情報的なものが未知数なので、今のところではこういった回答しかできません。

議 長
11 番委員
事 務 局

よろしいでしょうか。

基盤法が無くなるのはまだ決まってないということでしょうか。

中間法（農地中間管理事業の推進に関する法律）が一応基盤法ですので、基盤法の改正があって、現在町単独でやっている担い手から貸し借りをするものについては、2年間の経過措置を過ぎたのち、令和7年3月で終了ということになります。その後は中間法にということです。

先ほどから何回も申し上げますけど、今やっている基盤法の設定しているものについては、中間法に載せ替えていくのかということもありますが、まだそこまで示されていません。

（挙手あり）

議 長
事 務 局

はい、事務局。

私の方で、新人事務局長等会議に今回職務代理と行ってきました。県の会長会議及び事務局長会議の中で、基盤法については廃止という説明があったんですが、内容については、基盤法の一部廃止、農地中間管理事業、国については、基盤法については農地集積率 80 パーセントといわれてきたんですが、なかなか農地の流動化、集約が図られないということで、各県に農地中間管理機構というのを設置、スタートしました。農地中間管理機構についても従来の農業委員会のやり方での窓口が貸す方、借りる方を紐づけてそのまま県にあげているだけだという内容になってきております。今回、農地中間管理事業については、今から進めなければいけない地域計画というのを令和7年3月までに農業委員会が素案を作らなければいけないということになっていきます。ちょっと遠回りの説明になりますが、それに伴った農地の集積・集約化を進めていきたいと思います。農地中間管理事業の方に国は移行して一本化していくと、貸す人、借りる人を明確化していく。例えば南種子町に2,100ヘクタールという農地があります。それ全体の受け手がいればいいんですが、なかなか受け手がいないと、それではどうするかといった時には、基盤整備した条件の良いところ、ここがちゃんとして守っていける農地だと、他には200ヘクタールくらいは水源が無い、取り付け道路が悪いなど、立地条件の悪いところには守る農地とそれ以外の農地と区分けした形で、守る農地は誰が守っていくのかという10年後を見据えた形でしていくということになっています。今の基盤法については、2年間は暫定関係でそのまま契約していきます。2年後は、契約を解除しなくても中間管理事業に載せていくのか、合意解約して農地中間管理事業に載せ替えをしていくのかという形ではありますが、現状は基盤法についても継続して契約ができるという状況でありますので、この経過については状況がわかり次第の内容ということで、事務局が説明したことと私たちも県農業会議に伺いながら契約関係の手続きを進めているところであります。説明を終わります。

議 長

11 番委員、よろしいでしょうか。

11 番委員 はい。
議 長 ほかにございませんか。
4 番委員 はい。
議 長 はい、4 番委員。
4 番委員 資料 11 ページ、整理番号 4 番、耕作者は N 君ですが、面積 ●●m²。ものすごく小さい面積だが、10 アール当り〇万円、年間〇〇円となっておりますが、10 アール当り〇万円、借りたい人がいれば問題ないと思いますが、どうなっているんですか。2 畝もないような土地ですが、大きい農地と合わせて借りているということですかね。

議 長 事務局、お答えください。
事 務 局 隣の大きい農地（〇〇××番）についてですが、現状どうなっているのかについては何も言えないんですけど、この農地（〇〇××番）については解約がなされてその後すぐに耕作をされる方を探してくださいということで話があり、その後すぐに N さんが作ってくれるということで契約がされた次第です。その狭い土地だというのは、私の方で把握しかねますので、お答えできないのですが、現状としてはそういったところです。

5 番委員 よろしいですか。
議 長 はい。
5 番委員 この畑は X さんが借りていて、自分の畑も余ってきているので返すということで、その中で農地中間管理機構を通じ N 君が作りたいということだったので、N 君にお願いした訳ですが、15 ページの図面を見てもらうとわかると思いますが、角にこの畑（面積）が残っているんですが、全体としては 1 枚になっていて、だから心配はないと思いますので、よろしく願いいたします。

事 務 局 ご説明ありがとうございます。
議 長 よろしいですか。
4 番委員 はい、そうだろうと思っていました。
議 長 5 番委員、説明ありがとうございます。ほかにございませんか。（「異議なし。」の声あり）

議 長 異議がないようですので、議案第 1 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。（全員挙手）全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。
議案第 1 号については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、譲渡人：Y、譲受人：Z ほか 4 件を議題にします。
それでは事務局より議案第 2 号の説明をお願いいたします。事務局。
事 務 局 資料の 25 ページをお開きください。
議案第 2 号は、農地法第 3 条の規定による許可申請について、審査を求

めるもので、所有権移転が5件です。

整理番号1番から資料を読み上げます。

整理番号1番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 Y。

譲受人は、南種子町〇〇××番地 Zです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は ●●m²。

所有権移転で、名義整理及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、26 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は31 ページから添付しています。

整理番号2番・3番については、譲渡人と譲受人が同じです。

譲渡人が、大阪市城東区〇〇番××号 a。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 bです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は ●●m²。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、27 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は36 ページから添付しています。

整理番号3番。土地の所在が、〇〇字△△××番ほか5筆。地目は畑、地籍合計は6筆で ●●m²。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、28 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は51 ページから添付しています。

整理番号4番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 c。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 dです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は畑、地積は ●●m²。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、29 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は62 ページから添付しています。

整理番号5番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 e。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 fです。

土地の所在が、〇〇字△△××番、同字××番。地目は畑、地積合計は2筆で ●●m²。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、30 ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は67 ページから添付しています。

以上5件につきましては、5月10日の現地調査により耕作等について

確認しております。

これで説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

整理番号1番、5番委員。

5番委員 この〇〇共有地の件は以前から名義変更ということでやっておりまして、今回ここに出てきた訳ですけど、以前からZさんが農地を借りてドラセナを作っております。今後も花を作りたいということでしたので、よろしく願います。

議長 整理番号2・3・5番 4番委員。

4番委員 現地調査の時に立ち会えなくて申し訳ありませんでした。bさんの家に行った時、その時はaさんが苗の育成ほ場のことで、2年前から話がきていたようです。現状、gさんが借りて耕作をしていた土地なので、なかなかそこにキビが立っているものですから、bさんも手を出せなかった状況のようです。aさんが本社から売買の契約に進んでくださいと指示があったということで、現地を見てわかったとおり、ほ場はきれいにbさんが本格的に整備しておりますので、aとbさんとの間で話がまとまっております。

整理番号5番のeさんのほ場ですが、bのfさんですが、上にhさんの畑もある関係もあって、それと親戚関係にあるというところで、あまり良い畑ではないけれど、購入することにしたという話でした。

そこでbとしては、農園経営としてさとうきびを作るのは厳しいところであるとわかっていますが、今回fさんの方で買入れを決断しました。さとうきびは厳しいのでさつまいもの作付けで経営していこうということです。bさんは前から息子が2人いて、これから一生懸命農地を増やしていこうというような体制になっておりますので、よろしく願います。

議長 整理番号4番、8番委員。

8番委員 譲渡人のcさんは現在独り者で、先々歳を取ってくるし、農地の方は減らしたいということで、dさんがちょうど家の前なので、どうやろうか、買わんやろうか。ただ、近くだから買って良いということで、今回dさんが買うことになりました。この畑は3反近くありますが、1枚畑で中種子町と南種子町の境にあります。ちょうど南種子町の方だけを買うということで、dさんは現在さつまいもを作っているんですけど、ちょうど家の前ということで買うことになりましたので、宜しくお願いします。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「はい。」の声あり)

議 長
イ推進委員

はい、イ推進委員。

整理番号1番のYからZさんへの所有権移転のことなんですけど、この場所ってちょうど今〇〇川の河川改修工事をやっている場所で分岐点のところですよ。ここの隣の〇〇側は来年か再来年に埋め立てることになっているはずなんですけど、説明会で新しい川を作った後に古い川は埋め立てて道路にするということを聞いていて、工事の影響とかその辺を耕作するのはどうなのかなと思います。

5番委員

いやちゃんと道は通っているから現地調査の時、Zさんが乾燥機を置いているところ。

イ推進委員

あの昔の乾燥機の話。埋め立ての話があったから、どがんすいとかなと。そこは熊毛支庁から直接話があるのかな。

議 長
事 務 局

すみません。事務局。

質問にお答えします。まず川を埋め立てるという計画は申請も出されていないですし、県の方からも農業委員会に話がありません。今の現状で現地調査にも行った際にきちんとドラセナが栽培されていて、何ら問題はないということで、確認はしております。計画に関しては、イ推進委員に関しては川の向こう側の方でよく事情はわかってらっしゃるので、そういった情報があるのかもしれないですが、今のところこちらでは把握していないので、差し支えないと思っています。

イ推進委員

はい、わかりました。

議 長

はい、ほかにございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長

異議がないようですので、議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第2号については、原案のとおり決定いたしました。

議 長

以上で、本日の総会の議案事項の全てを終了いたします。

